

令和5年度採用山形県立高等学校 実習教諭選考試験実施要項

山形県教育委員会

1 選考を行う校種・職・職務内容・志願資格・採用見込数

校種	職	職務内容	志願資格	採用見込数
高等学校	実習教諭	工業(建築)系	次の①、②のいずれかに該当する者 ① 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）、大学等において工業関係の当該学科を修めて卒業した者又は令和5年3月31日までに当該学科を修めて卒業見込みの者 ② 高等学校における当該分野に関する指導経験を1年以上有する者又は令和5年3月31日までに1年以上有する見込みの者	若干名

(注1) 実習教諭：学校教育法（昭和22年法律第26号）第60条第2項に規定する実習助手

(注2) 志願資格：地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者

2 有していることが望ましい知識、技術、資格等

志願職種	有していることが望ましい知識、技術、資格等
工業(建築)系	・ワープロソフト、表計算ソフトの基本的な操作技術 ・工業（建築）に関する基礎的な知識と技術 ・取得資格の例 技能検定2級（建築大工、配管、内装仕上げ施工）、二級建築士、測量士補、 2級建築施工管理技術検定 等

3 出願手続

(1) 志願書等の用紙の配布

ア 用紙の請求先

山形県教育庁教職員課（山形県庁13階 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）

イ 配布開始日

令和4年10月26日（水）

ウ 郵送希望者は、返信用として郵便番号及び宛先（宛名の下に「様」）を明記（速達希望の場合は「速達」と明記）のうえ、140円切手（速達は400円）を貼った角形2号封筒（33cm×24cm）を同封し、封筒の表面に「県立高等学校実習教諭選考試験実施要項請求」と朱書して申し込むこと。

(2) 提出書類

① 第一次選考試験のために提出するもの

ア 志願書

イ 返信用封筒2通（長形3号封筒 23.5cm×12cm）

※ 封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号及び宛先（宛名の下に「様」）を明記し、94円切手を貼ること。

② 第二次選考試験のために提出するもの（第二次選考試験の試験当日に持参する。）

ア 推薦書（厳封のうえ、封筒の表面に「親展」と明記）

※ 推荐書の様式は、第一次選考試験の合格者に送付するが、第一次選考試験の結果発表後に山形県ホームページからダウンロードすることができる。

イ 最終学歴に係る学校の成績証明書（厳封）

ウ 返信用封筒1通（長形3号封筒 23.5cm×12cm）

※ 封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号及び宛先（宛名の下に「様」）を明記し、94円切手を貼ること。

(3) 志願書等の受付期間、受付時間及び提出先

受付期間	受付時間	提出先
令和4年10月27日（木）から 令和4年11月10日（木）まで	午前9時から午後5時まで (土曜日、日曜日、祝日を除く。)	山形県教育庁教職員課 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

- ① 志願書等の提出は、郵送又は持参とし、封筒の表面に「志願書等（高等学校実習教諭）在中」と朱書のうえ、裏面には氏名を記入すること。
② 郵送による出願は、必ず簡易書留とし、**令和4年11月10日（木）までの消印有効**とする。

(4) 受験票の送付

令和4年11月22日（火）頃に、返信用封筒を使用して志願者宛に受験票を発送する。受験票に記載された指示に従って必要事項を記入のうえ、志願書と同一の写真を貼って、試験当日に持参すること。

4 選考試験

(1) 第一次選考試験

- ① 期日 令和4年12月9日（金）
② 試験会場 **山形県庁（15階1502会議室）**（山形市松波二丁目8番1号）電話 023(630)2863
③ 時程及び試験内容
・開場 午前9時00分
・集合時刻 午前9時30分（時間厳守）
※ 筆記用具、受験票を持参のこと。

時程	試験内容
午前9時50分から 午前10時40分まで	筆記試験（一般教養） ※ 教育的分野についての知識、法規等を含む。
午前10時55分から 午前11時35分まで	作文

※ 志願者数によっては、試験時間を変更する場合がある。

(2) 第二次選考試験

第一次選考試験合格者を対象に行い、期日、試験会場及び試験内容は次のとおりとする。

なお、集合時刻・会場の詳細等については、第一次選考試験に合格した者に通知する。

- ① 期日 令和5年1月17日（火）
② 試験会場 **山形県庁**（山形市松波二丁目8番1号）電話 023(630)2863
③ 試験内容 個人面接及び口頭試問

5 選考試験結果の通知等

(1) 選考試験結果の発表日時及び方法

- 第一次選考試験：令和5年1月6日（金）午後3時頃（予定）
- 第二次選考試験：令和5年1月25日（水）午後3時頃（予定）

合格者の受験番号を山形県庁屋外掲示場に掲示し、本人にも合否結果を通知する。また、合格者の受験番号を山形県のホームページにも掲載する。

(2) 採用は、令和5年4月1日以降とする。

(3) 選考試験の結果についての電話等による問い合わせには、一切応じない。

6 選考試験結果の開示

第一次選考試験及び第二次選考試験の結果については、山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第15条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求はできないので、受験者本人が本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証、学生証等）を持参のうえ、午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までの間に教育庁教職員課に直接請求する。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行わない。）

開示内容	開示期間	開示場所
第一次選考試験の筆記試験得点及び総合ランク	合格発表の日から1か月間 (2月6日午後4時30分まで)	山形県教育庁教職員課
第二次選考試験の総合ランク	合格発表の日から1か月間 (2月24日午後4時30分まで)	

7 配点、評価の観点及び選考方法

(1) 配点

第一次選考試験		第二次選考試験	
筆記試験（一般教養）	100点	個人面接	50点
作文	50点	口頭試問	50点
満点	150点	満点	100点

(2) 評価の観点

- ① 作文では、「課題把握」「文章構成・表現」等について評価する。
- ② 個人面接では、「教育公務員としての姿勢」「広い教養と豊かな感性」「高い倫理観」「教育への理解」等について評価する。
- ③ 口頭試問では、「専門的な知識」「論理的思考」「表現力」等について評価する。

(3) 選考方法

- ・第一次選考試験：筆記試験及び作文の合計得点により選考する。
- ・第二次選考試験：第一次選考試験の得点及び第二次選考試験の得点を基準とし、資格・免許等を総合的に勘案して選考する。

8 給与

給与は、初任給のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。初任給は、上位の学歴・経験等がある場合、一定の基準により加算される。

志願職種	初任給（令和4年4月現在）
実習教諭	179,800円（短大卒）

9 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する詳細については、山形県教育庁教職員課（電話 023(630)2863）に問い合わせること。
- (2) **試験会場の建物内においては、ICレコーダーや携帯電話等、録音・録画・通信・通話のできる機器の電源を必ず切ること。**
- (3) **時計機能以外の機能を有する腕時計型端末等の使用は認めない。**
- (4) **試験会場は敷地内禁煙である。**

<試験会場案内図>



【1次・2次試験会場:山形県庁】

- ◎JR山形駅から県庁行バス乗車約15分、県庁前下車徒歩2分
- ◎JR山形駅からタクシー利用で約10分
- ◎JR仙台駅前バス乗り場からJR山形駅行高速バス乗車約55分、山形県庁前下車徒歩2分
- ◎県庁には十分な駐車スペースがありませんので、公共交通機関等を利用して下さい。